

令和7年11月14日

川崎市スポーツ推進計画・実施計画の計画期間の延長について

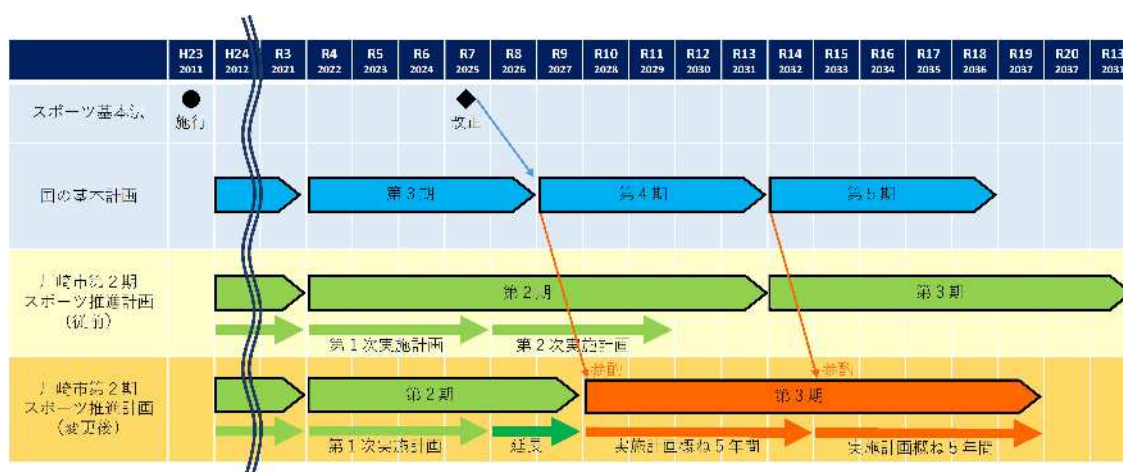
川崎市では「川崎市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、スポーツのまちの推進に取り組んでいます。

令和３年度末に現行の推進計画を策定し、その第１次実施計画は令和４年度から令和７年度までの計画期間としておりましたが、令和７年９月に「スポーツ基本法（以下、「基本法」という。）が改正・施行され、国において令和８年度中に第４期スポーツ基本計画が策定されることから、その内容を適切に参酌するため、上記実施計画期間を２年延長し、令和９年度に第３期推進計画を策定します。

1 計画改定の方角性について

川崎市では、基本法に基づくスポーツ推進計画として、令和4年3月に「第2期推進計画」を策定し、スポーツ施策の推進に取り組んでいるところです。

第2期推進計画のうち、具体的な取組内容を示す第1次実施計画については、本来であれば令和7年度中に改定するところですが、今般、スポーツの果たす役割の追加や不当な差別的取り扱いの禁止、多様なスポーツの機会の確保等からなる基本法の改正が行われ、令和8年度中には、この法改正を踏まえた国の基本計画の改定が予定されていることから、その内容を適切に参酌するため、現行の実施計画期間を2年延長するとともに、基本法の前文や基本理念の改正内容を推進計画の基本理念や基本目標に反映するため、**令和9年度に新たに第3期推進計画を策定します。**



2 延長期間における取組について

令和6年度に実施した市民アンケートの結果や第1次実施計画で定めた各基本施策の現況等から、スポーツをする・みる・ささえるとパラスポーツや若者文化の推進の視点により、課題等を抽出し、延長期間において、各施策の中で取組を改善・強化するものとします。

3 計画期間の延長に伴う成果指標の設定について

第1次実施計画で定めた計画全体に係る基本目標と5つの基本方針ごとの成果指標は、令和7年度までの目標設定が基本となっているところ、計画期間の2年延長に伴い、これまでの実績等を踏まえた上で、総合計画第4期実施計画との整合を図りながら、令和9年度までの目標値を定めて、改めて公表するものとします。